

## 保安検査等の確実な実施に向けた制度整備について

### 【経緯】

我が国の航空保安は、ハイジャックやテロ行為等を防止するため、航空機搭乗前の旅客及び機内持ち込み手荷物に対する保安検査や旅客が預け入れる手荷物に対する預入手荷物検査の実施等、様々な対策が講じられており、その強化が図られてきた。一方で近年、空港や航空機をターゲットとするテロが発生するなど国際的なテロ等の脅威は厳しさを増す状況にある中、旅客の保安検査すり抜け事案等のトラブルも発生しており、保安検査の法的位置付けが明確でなく旅客の協力を得づらい場合があること、多様な関係者が関与する航空保安の取組に関する関係者間の連携強化や国のリーダーシップの強化、保安検査の量的・質的向上が必要である等の課題が指摘されていた。

このため、保安検査の受検義務付けや、航空保安に携わる関係者の役割分担や関係者が講ずべき措置を定めた危害行為防止基本方針の策定等を内容とする航空法の改正が第204回通常国会において成立し、令和3年6月11日に公布され、令和4年3月10日に施行された。

### 【主な概要】

#### (1) 保安検査の受検義務付け

旅客等に対する保安検査の受検義務付けについて、具体的には、旅客取扱施設内（旅客ターミナルビル内）における危険物等の持ち込みを制限する区域を「危険物等所持制限区域」（クリーンエリア）として空港等の設置者が指定できることを規定するとともに、危険物等を所持していないことを確認する保安検査を受けなければ当該区域に立ち入ってはならない旨を規定した。また、クリーンエリアを通過せずに航空機に搭乗する等のケースも存在することから、その場合についても、保安検査を受けなければ航空機に搭乗してはならない旨を規定した。なお、これらの規定に違反してクリーンエリアに立ち上がった場合又は航空機に搭乗した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる。

#### (2) 危害行為防止基本方針の策定

航空保安に携わる関係者（空港会社、航空会社、検査会社等）の役割分担を明確化して連携強化を図るとともに、必要な措置が確実に講じられるよう、国土交通大臣が「危害行為防止基本方針」を策定することとした。危害行為防止基本方針は、国が実施すべき施策や保安検査等の実施体制の強化・検査能力の向上、関係者が講ずべき措置、関係者の役割分担・連携強化といった内容を含むこととしており、国の主体的なマネジメントの下、関係者が有機的に連携した航空保安に係る取組を推進することとしている。

### 航空保安に関する航空法の一部改正 (令和3年6月11日公布 令和4年3月10日施行)

**背景・課題**

- コロナ禍からの航空需要の回復や将来の増大、国際的なイベントの実施等を見据え、旅客等の安全を確実に確保する必要。
- 保安検査に係る以下のような課題を踏まえ、航空機に搭乗する旅客に確実に検査を受けさせる仕組み等が必要。
  - ①保安検査の明確な法的位置づけがなく、旅客の協力を得にくい、毅然とした姿勢で検査に臨みにくい
  - ②検査の確実な実施や事案への迅速な対応のため、複数の関係者による連携強化を図るリーダーシップの強化が急務
  - ③継続率の高い検査員人材の確保・育成や今後の航空需要の増大に対応した検査の高度化など、保安検査の現場における量的・質的向上が課題

**① 保安検査等の法律上の根拠・保安職員の権限の明確化**

- 旅客等に対し航空機搭乗前の保安検査の受検義務付け（未受検の場合には罰則）
- 預入手荷物検査の義務付け
- 保安職員が職務遂行のための指示を出す権限を明確化

預入手荷物検査の義務付け  
預入手荷物検査  
危険物等所持制限区域（クリーンエリア）  
従業員検査場  
旅客保安検査場  
保安検査  
搭乗前の保安検査の義務付け  
制限区域  
一般区域  
旅客ターミナルビル  
旅客ターミナルビルを通過しない場合

**② ハイジャック・テロ等の防止に関する国の役割の明確化・関係者間の連携強化**

- 国土交通大臣は「危害行為防止基本方針」を策定。航空保安対策全体を主体的にマネジメント。
  - 【危害行為防止基本方針】
  - 国が実施すべき施策
  - 関係者（空運会社、航空会社、検査会社等）が講ずべき措置
  - 国や関係者の連携協力確保
  - 保安検査等の実施体制強化・検査能力向上 等
- 基本方針に基づき、国土交通大臣は関係者に対し指導、助言

**③ 保安検査の量的・質的向上のための措置**

- 保安検査等の業務の受委託に係る基準確定
- 保安検査等の実施主体と業務受託者に対する報告徴収・立入検査、改善命令

※制度面以外の点でも、先進機種の導入促進、検査員の労働環境改善のための普及での検討等の取組を継続的に実施（基本方針に記載）

### 【周知の取組】

本改正では、保安検査を法律上で義務付け、違反者に対しては罰則を科する内容も含まれることから、旅客等に対する十分かつ丁寧な周知が必要である。そのため、空港会社、航空会社、検査会社等の関係者と連携し、国土交通省HPへの掲載、各空港でのポスターによる周知、広報用動画の製作、機内誌への掲載、テレビ・ラジオ放送、各種SNSでの発信など、各種媒体を活用した周知活動を推進した。

(ポスターによる注意喚起)

**CAUTION**

凶器や危険物の航空機内への持込みは航空法により禁止されています。保安検査を受けずに保安検査場より先に立ち入った場合、航空法違反となり、**1年以下の懲役または50万円以下の罰金**が科せられる可能性があります。

令和4年3月10日～

Carrying weapons or dangerous goods on board aircraft is prohibited by the Civil Aeronautics Act. Trespassing beyond security checkpoints without undergoing security screening is a violation of the law, and you may be **imprisoned for up to one year or fined up to 500,000 yen.** ( March 10, 2022 ~ )

持込禁止品は、航空局 HP または右の QR コードでご確認頂くか、航空会社にお尋ねください。  
To find out what items are prohibited, please check the website of the Civil Aviation Bureau or the QR code on the right, or ask your airline.

国土交通省航空局 警察庁 協力 国内定期航空保安協議会

立入禁止 KEEP OUT 立入禁止 KEEP OUT 立入禁止

**保安検査前にご確認ください!**  
HOW TO PREPARE FOR SECURITY SCREENING

○ 保安検査は航空法にもとづき行っていますので検査員や関係職員  
の指示にしたがって検査を受けてください。  
You are required by the Civil Aeronautics Act to undergo security screening.  
Please follow the instructions of screeners and staff.

**NO! 爆発物、凶器等 Prohibited Items**

～ 検査のご案内 Prior to get screened ～

**所持品 及び 上着** ボック中のものや上着はトレイに入れてください  
Before screening, take out everything in your pockets and put it on the tray.

**靴** 安全靴、革靴、ブーツ、くるぶしを覆う靴等は脱げます  
Wear socks, safety shoes, ball shoes or ankle covering shoes (high-top booting).

**液体物 Liquid**

**【お持ちください】 Please notify staff**

ご乗車の際は、機内には検査員が巡回して検閲を行ったり、機内中で係員が立ち回した検査を行うことがあります。  
In addition to the cabin, staff will be randomly selected to undergo judicial screening in the hall.

国土交通省航空局 警察庁 協力 国内定期航空保安協議会